

(仮称)北野沢風力発電事業 更新計画
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

令和6年10月

合同会社ユーラスエナジー北野沢

目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日.....	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所.....	2
(4) 縦覧期間.....	2
(5) 縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催.....	3
(1) 公告の日及び公告方法.....	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握.....	4
(1) 意見書の提出期間.....	4
(2) 意見書の提出方法.....	4
(3) 意見書の提出状況.....	4
第2章 環境影響評価準備書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解 ..	5

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）第16条の規定に基づき、事業者は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して1か月半の間（自主期間2週間を含む。）縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 公告の日

令和6年8月21日（水）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

下記の日刊紙に「公告」を掲載した。[別紙1参照]

・令和6年8月21日（水）付 東奥日報

※令和6年8月28日（水）～30日（金）に開催した説明会についての公告を含む。

② 関係自治体の広報誌によるお知らせ

下記の広報誌に「お知らせ」を掲載した。[別紙2参照]

・広報ひがしどおり令和6年9月号（第710号）

③ インターネットによるお知らせ

令和6年8月21日（水）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

・青森県のウェブサイト [別紙3-1参照]

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyohozen/assess_kitanosawa_wind_replace.html

・東通村のウェブサイト [別紙3-2参照]

<http://www.vill.higashidoori.lg.jp/keiki/page000270.html>

・事業者のウェブサイト [別紙3-3参照]

<https://www.eurus-energy.com/assessment/102851/>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の 1 か所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・東通村 2階 企画課

〒039-4292 青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内 5 番地 34

② インターネットの利用による縦覧

- ・事業者のウェブサイト [別紙 3-3 参照]

<https://www.eurus-energy.com/assessment/102851/>

(4) 縦覧期間

- ・令和 6 年 8 月 21 日（水）から 9 月 25 日（水）までの間とした。

※令和 6 年 9 月 26 日（木）から 10 月 9 日（水）まで自主縦覧期間とし、意見書受付終了日まで閲覧可能とした。

また、関係自治体庁舎は土・日・祝日を除く開庁期間、インターネットの利用による縦覧については、常時アクセス可能とした。

なお、準備書及び要約書は、縦覧期間終了後も次の図書の公開日または 1 年経過日のいずれか早い日まで閲覧可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函）は 0 名であった。

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は 1,056 回であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）第17条の規定に基づき、事業者は縦覧期間内に、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙1、別紙2、別紙3参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 令和6年8月28日（水）18時30分～20時00分
開催場所：尻労共有会館
（青森県下北郡東通村大字尻労字尻労9）
来場者数：7名

- ・ 令和6年8月29日（木）18時30分～20時00分
開催場所：岩屋部落集会所
（青森県下北郡東通村大字岩屋字往来135-5）
来場者数：7名

- ・ 令和6年8月30日（金）19時30分～21時00分
開催場所：袈部部落集会所
（青森県下北郡東通村大字岩屋字田畑11-3）
来場者数：6名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、公告の日から縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過するまでの間、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和 6 年 8 月 21 日（水）から 10 月 9 日（水）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地から意見を有する者の意見書について、以下の方法により受け付けた。

[別紙 4 参照]

- ① 縦覧場所に備え付けの意見書箱への投函
- ② 事業者への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 3 通（郵送）、意見総数は 18 件であった。

第2章 環境影響評価準備書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第18条の規定に基づき、事業者に対して、環境の保全の見地から提出された意見の提出者は3通(意見総数18件)であった。それに対する事業者の見解は、表1のとおりであり、意見の概要については原文のまま記載した。なお、明らかな誤字・脱字については適切に修正した。

表1(1) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>表5-1(21) 調査、予測及び評価結果の概要(生態系)【調査結果の概要】から現在多数のクマタカの生育区域であるが、それを「表5-1(19) 調査、予測及び評価結果の概要(動物) 造成等の施工による一時的な影響、地形変化及び施設の存在、施設の稼働で影響は小さいと予測される」とし、対策を事後の影響調査の後でというのと矛盾している。</p> <p>具体的な対策を講じるのが環境保全を具体化するものである。</p>	<p>要約書 p38「表5-1(21) 調査、予測及び評価結果の概要(生態系)」の【調査結果の概要】における生息状況調査の確認回数は、生息している個体数ではなく、調査期間中のクマタカの飛翔の確認回数を記載しております。すべての個体を識別できているわけではございませんが、同一個体を複数回確認した場合においても、確認回数として計上しているため、実際に生息している個体数よりも多い数値となっております。特に、繁殖を確認したペア及びその幼鳥は、繁殖行動や行動範囲を把握するため重点的に観察したことから、同一個体を複数回計上しております。</p> <p>また、要約書 p36「表5-1(19) 調査、予測及び評価結果の概要(動物)」の【評価結果の概要】において「重要な種及び注目すべき生息地への影響は、現時点において小さいものと考えられる」との記載については、要約書 p35「表5-1(18) 調査、予測及び評価結果の概要(動物)」の【環境保全措置】を講じた上での評価結果となります。ただし、鳥類のブレード等への接触に係る予測には、不確実性を伴っていると考えておりますので、事後調査として、バットストライク調査を実施いたします。</p> <p>事後調査の結果、上述の環境保全措置を講じた上で著しい影響が生じると判断した際は、専門家等のご助言を得ながら、状況に応じて追加的な環境保全措置を検討いたします。</p>
2	<p>高台の丘陵地に設置しており大型化することから将来の撤去や災害時の対策に費用がかかります。尾根部は特に土砂崩れの元凶になる事が多いです。</p> <p>また台風の時などブレードや破損部が飛散しオイル漏れなども起こり火災の例もあります。</p> <p>これは環境省が第6次計画ですすめる事業者による現況復帰義務をはたすため具体的な防災対策と撤去費用の自治体へのプールを法制化前に環境保全対策を果たして頂きたいです。</p>	<p>風力発電機の設備の廃棄に係る費用は、弊社の撤去費用実績より算出した金額を操業期間20年間で積立いたします。万が一、風力発電機の設備の廃棄に係る費用が不足した場合には、合同会社ユーラスエナジー北野沢の親会社である株式会社ユーラスエナジーホールディングスが拠出する計画です。</p> <p>土砂崩れを含む災害についてはボーリング調査を実施し、地質・地盤等を確認の上、林地開発許可基準等を踏まえた適切な土木設計(排水や造成等)を行います。</p> <p>台風等に伴う災害については環境影響評価とは別途許認可手続きにおいて対応いたします。ブレードの破損等、風力発電設備の構造設計については、発電用風力設備の技術基準(発電用風力設備に関する技術基準を定める省令)が定められており、事業計画地における風況観測データを確認の上、上述のボーリング調査による地質・地盤等を</p>

(表は次ページに続く。)

	踏まえた耐風性・耐震性に適合した設備を設置いたします。 また、火災への対応としては、自動消火設備を取り付けるとともに、緊急時にはすぐに駆け付けられるよう、連絡体制を明確にいたします。
--	--

表 1(2) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 2）

No.	意見の概要	事業者の見解
3	<p>コウモリ類について、環境の保全の見地からの意見を以下に述べます。貴社及び委託先（日本気象協会）の作為が入る恐れがあるので、本意見書の内容は要約したり順番を並び替えたりしないでください。</p> <p>(1) コウモリ類の予測結果（ブレード・タワーへの接近接触）について コウモリ類は夜間に大量の害虫を捕食するため、農業において重要な役割を果たしている益獣です。コウモリ類は通常1年に1~2仔しか産まないため、死亡率のわずかな増加により絶滅の危険性が高まります。よって、コウモリ類の保護には真剣な取り組みが必要であると私たちは信じております。</p> <p>貴社の風力発電事業においてバットストライクが発生した場合、企業としてどのような責任を持ち、どのような措置を取るつもりであるのか、私たちは非常に関心を持っています。もし、貴社が「コウモリ類に影響がある」と少しでも認識（予見）している場合、「著しい影響が発生する前から」できる限りの保全措置をすることが重要であると考えています。事故が起こってから（個体が死んでから）検討するのでは手遅れとなるため、事前に保全措置を検討することを求めます。</p>	<p>意見書の内容は、要約せずに全文を記載いたします。また、順番についても並び替えずに記載いたします。</p> <p>本事業で採用する風力発電機の機種は確定できておりませんが、想定する機種では、フェザリング機能があることを確認しております。準備書に対する審査を踏まえた上で、評価書において、専門家等へのヒアリングを実施し、環境保全措置を検討いたします。</p> <p>なお、コウモリ類のブレード等への接触に係る予測には、不確実性を伴っていると考えておりますので、事後調査として、バットストライク調査を実施いたします。事後調査の結果、環境保全措置を講じた上で著しい影響が生じると判断した際は、専門家等のご助言を得ながら、状況に応じて追加的な環境保全措置を検討いたします。</p>
4	<p>(2) コウモリ類の保全措置が不適切 P1085 に、本事業のコウモリ類の保全措置として「カットイン風速未満のフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にして回転を止めること）」が記載されておられません。以下の疑問があるのでお答えください。</p> <p>1) 結局のところ、本事業で設置する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満でフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にして回転を止めること）をするのでしょうか？しないのでしょうか？よくわかりませんので明記してください。</p> <p>2) 既設の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するのでしょうか。</p> <p>3) 既設の風力発電機は、カットイン風速を任意に変更できるのでしょうか？</p> <p>4) 既設の風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にして回転を止めること）を実行できるのでしょうか？</p> <p>5) 本事業で設置する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満であって</p>	<p>既設の風力発電機及び新設の風力発電機のフェザリング機能について以下のとおり回答いたします。</p> <p>1) 本事業で採用する風力発電機の機種は確定できておりませんが、想定する機種では、フェザリング機能があることを確認しております。準備書に対する審査を踏まえた上で、評価書において、専門家等へのヒアリングを実施し、環境保全措置を検討いたします。</p> <p>2) 既設の風力発電機は、カットイン風速時に発電を開始できるよう、カットイン風速未満でも非常にゆっくりと回転（遊転状態）する仕様となっております。</p> <p>3) 既設の風力発電機は、カットイン風速を任意に変更できます。</p> <p>4) 既設の風力発電機は、弱風時（カットイン風速未満）にフェザリング状態となります。</p> <p>5) 本事業で採用する風力発電機は確定できておりませんが、想定する機種では、カットイン風速</p>

（表は次ページに続く。）

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>もブレードは回転するのでしょうか。</p> <p>6) 本事業で設置する予定の風力発電機は、カットイン風速を任意に変更できるのでしょうか？</p> <p>7) 本事業で設置する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのでしょうか？</p>	<p>時に発電を開始できるよう、カットイン風速未満でも非常にゆっくりと回転（遊転状態）する仕様となっております。</p> <p>6) 本事業で採用する風力発電機は確定できておりませんが、想定する機種によって、カットイン風速の変更の可否が異なります。</p> <p>7) 本事業で採用する風力発電機は確定できておりませんが、想定する機種では、フェザリング機能があることを確認しております。</p>
5	<p>(3) コウモリ類の保全措置が不適切</p> <p>コウモリ類の専門家の船越公威さんの著書には、風力発電事業におけるコウモリ類の保全措置として「低風速時に風車のブレードを風と平行にすること（フェザリング）」が記載されています。事業者は『最新の科学的知見に則った保全措置をする』といたしました。本事業においてもコウモリ類への影響が予測されますので、最新の科学的知見に則り、死亡事故が発生する前に「カットイン風速未満のフェザリングをすること」をコウモリ類の保全措置として実施してください。実施しない場合は、「カットイン風速未満のフェザリング」が実施できない根拠を述べてください。</p> <p>・「コウモリ学 適応と進化」（2020年、船越公威、東京大学出版会、p229）</p>	<p>本事業で採用する風力発電機の機種は確定できておりませんが、想定する機種では、フェザリング機能があることを確認しております。準備書に対する審査を踏まえた上で、評価書において、専門家等へのヒアリングを実施し、環境保全措置を検討いたします。</p>
6	<p>(4) 国内の風力発電事業者は、コウモリ類の保全措置として「カットイン風速未満のフェザリング」を採用しています※。</p> <p>「カットイン風速未満のフェザリング」は、貴社も採用している実施可能な技術ですので、本事業でも採用してください。採用しない場合は、コウモリ類の保全措置として「カットイン風速未満のフェザリングを採用しない（できない）」理由を述べてください。</p> <p>※「カットイン風速未満のフェザリング」をコウモリ類の保全措置として採用した事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称) 中紀第二ウィンドファーム事業環境影響評価準備書」（令和3年3月、コスモエコパワー株式会社）p1148 ・「(仮称) 八の沢風力発電事業に係る環境影響評価書」（令和3年4月、株式会社斐太工務店）p1017 ・「(仮称) 動鳴山風力発電事業環境影響評価準備書」（令和3年11月、自然電力株式会社）p1004 ・「(仮称) 日置市及び鹿児島市における風力発電事業環境影響評価準備書」（令和3年12月、日本風カエエネルギー株式会社）p1297 ・「(仮称) 唐津風力発電事業に係る環境影響評価準備書」（令和4年2月、日本風カエエネルギー株式会社）p799 ・「(仮称) 大分・臼杵ウィンドファーム事業に係る環境影響評価書」（令和4年2月、大分臼杵風力発電合同会社）p1075 ・「(仮称) 小田野沢風力発電事業更新計画環境影響評価書 [公開版]」（令和4年6月、株式会社ユーラスエナジーホールディングス）p864 ・「(仮称) クリーンエナジー会津若松風力発電事 	<p>本事業で採用する風力発電機の機種は確定できておりませんが、想定する機種では、フェザリング機能があることを確認しております。準備書に対する審査を踏まえた上で、評価書において、専門家等へのヒアリングを実施し、環境保全措置を検討いたします。</p>

(表は次ページに続く。)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>業環境影響評価準備書」(令和5年7月、クリーンエナジー合同会社) p1170</p> <p>・「(仮称) 瀬戸ウインドヒル建替え事業環境影響評価準備書」(令和5年7月、株式会社瀬戸ウインドヒル) p1053</p>	
7	<p>(5) ヒナコウモリ、コウモリ目(10~30kHz)の予測結果(ブレード等への接近)</p> <p>P688、691「風況観測塔50m地点において観測した音声モニタリング調査において、通過事例が確認されたこと、2022年9月~2023年8月に実施した既設風車発電機周辺のバットストライク調査(死骸調査)においても死骸が確認されたことから、特定の時期及び時間帯においては、ブレード等への接触の可能性があるものと予測する。本種の衝突に係る予測は不確実性が伴っていることから、バットストライクの有無を確認するための事後調査を実施する」とあります。</p> <p>つまり、『影響が予測されるけど、カットイン風速未満のフェザリングはせずに、事後調査をする』ということですか？</p> <p>貴社の風力発電所では既に多数のコウモリが死んでいますし、国内ではこれまで300個体以上のバットストライクが確認されています※。『予測は不確実性を伴う』と主張していますが、『<u>現実</u>』にコウモリは死んでいますよね？<u>影響があると予測しながら、対策を何もしないでコウモリを殺すならば、それは「未必の故意」です。なんとという無責任な態度でしょう。これ以上コウモリを殺さないでください。</u></p> <p><u>適切な環境保全措置をしない無責任な事業者</u>に、<u>再エネ賦課金を支払い続けるのは納得いきません。</u></p> <p>(※バットストライクの国内事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・45個体(4種、1~32個体)「風力発電施設でのバットストライク問題、2015,07までに調べた6事業」(平成29(2017)年、河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌22(1))。 ・ヒナコウモリ24個体、ヤマコウモリ6個体、ユビナガコウモリ2個体、アブラコウモリ2個体、コウモリ類3個体、合計37個体「会津布引高原風力発電所設置事業事後調査報告書」(平成22(2010)年6月、株式会社ジェイウインド)福島県。 ・ヒナコウモリ2個体、アブラコウモリ1個体、合計3個体「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類2種の死骸について」(平成30(2018)年、重昆達也ほか、東海自然誌(11))静岡県。 ・ヒナコウモリ3個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成30(2018)年10月、株式会社ジェイウインド)青森県。 ・コテングコウモリ1個体、ヤマコウモリ2個体、ユビナガコウモリ2個体、ヒナコウモリ4個体、合計9個体「高森高原風力発電事業環境影響評価報告書」(平成31(2019)年4月、岩手県)岩手県。 	<p>本事業で採用する風力発電機の機種は確定できておりませんが、想定する機種では、フェザリング機能があることを確認しております。準備書に対する審査を踏まえた上で、評価書において、専門家等へのヒアリングを実施し、環境保全措置を検討いたします。</p> <p>なお、コウモリ類のブレード等への接触に係る予測には、不確実性を伴っていると考えておりますので、事後調査として、バットストライク調査を実施いたします。事後調査の結果、環境保全措置を講じた上で著しい影響が生じると判断した際は、専門家等のご助言を得ながら、状況に応じて追加的な環境保全措置を検討いたします。</p>

(表は次ページに続く。)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<ul style="list-style-type: none"> ・コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 8 個体「(仮称) 上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書 (公開版)」(平成 31(2019)年 4 月, 株式会社ジェイウインド上ノ国) 北海道. ・ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元(2019)年 12 月, よこはま風力発電株式会社) 青森県. ・ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体、合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(令和 2(2020)年 2 月, コスモエコパワー株式会社) 北海道. ・ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書 (第 2 回)」(令和 2(2020)年 4 月, 風の松原自然エネルギー株式会社) 秋田県. ・ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属 (フジホオヒゲコウモリ又はクロホオヒゲコウモリ) 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 9 個体「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価書」(令和 2(2020)年 8 月, 東北自然エネルギー株式会社) 秋田県. ・ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウィンドパーク事業事後調査報告書」(令和 2(2020)年 10 月, コスモエコパワー株式会社) 岩手県. ・ヒナコウモリ 2 個体「(仮称) 新むつ小川原ウィンドファーム事業環境影響評価準備書 (公開版)」(令和 3(2021)年 3 月, コスモエコパワー株式会社) 青森県. ・ヒナコウモリ 1 個体「(仮称) 新岩屋ウィンドパーク事業環境影響評価準備書 (公開版)」(令和 3(2021)年 3 月, コスモエコパワー株式会社) 青森県. ・ヒナコウモリ科 2 個体「ユーラス大豊ウィンドファームに係る環境影響評価事後調査報告書」(令和 3(2021)年 5 月, 合同会社ユーラス大豊風力) 高知県. ・ヒナコウモリ 7 個体、ユビナガコウモリ 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 9 個体「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書 (公開版)」(令和 3(2021)年 3 月, 株式会社 A-WINDENERGY) 秋田県. ・クロオオアブラコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 4 個体「せたな大里ウィンドファーム環境影響評価報告書」(令和 3(2021)年 8 月, 株式会社ジェイウインドせたな) 北海道. ・ヒナコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 3 個体、合計 4 個体「掛川風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」(令和 3(2021)年 8 月, 掛川風力開発株式会社) 静岡県. ・ヒナコウモリ 3 個体「ユーラス石巻ウィンドファーム環境影響評価報告書」(令和 3(2021)年 10 月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス) 宮城県. 	

(表は次ページに続く。)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒナコウモリ科 1 個体「(仮称) 八竜風力発電所更新事業に係る環境影響評価準備書」(令和 3(2021)年 10 月, 株式会社エムウインズ八竜) 秋田県. ・ヤマコウモリ 1 個体「JRE 酒田風力発電所更新計画環境影響評価準備書」(令和 4(2022)年 1 月, ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社) 山形県. ・ヒナコウモリ 2 個体「幌延風力発電事業更新計画環境影響評価準備書」(令和 4(2022)年 2 月, 幌延風力発電株式会社) 北海道. ・ヒナコウモリ 17 個体、モリアブラコウモリ 7 個体、ホオヒゲコウモリ属 1 個体、合計 25 個体「ユーラス東由利原ウインドファーム環境影響評価報告書 [公開版]」(令和 4(2022)年 2 月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス) 秋田県. ・ヒナコウモリ 42 個体、ヤマコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 2 個体、モリアブラコウモリ 7 個体、ユビナガコウモリ 1 個体、ホオヒゲコウモリ属 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 58 個体「ユーラス由利高原ウインドファーム [公開版]」(令和 4(2022)年 2 月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス) 秋田県. ・アブラコウモリ 4 個体、ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 9 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、コウモリ類 2 個体、合計 18 個体「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書 (供用 2 年目の調査結果)」(令和 4(2022)年 6 月, 株式会社 A-WINDENERGY) 秋田県. ・ヒナコウモリ 12 個体、モモジロコウモリ 5 個体、ユビナガコウモリ 3 個体、ヤマコウモリ 2 個体、コテングコウモリ 1 個体、コキクガシラコウモリ 1 個体、コウモリ目の一種 10 個体、合計 35 個体「秋田潟上ウインドファーム風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」(令和 4(2022)年 12 月, 秋田潟上ウインドファーム合同会社) 秋田県. ・ヒナコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 2 個体「(仮称) 新浜田ウインドファーム発電事業環境影響評価準備書」(令和 5(2023)年 1 月, 株式会社グリーンパワーインベストメン) 広島県、島根県. ・ヒナコウモリ 1 個体「六ヶ所村風力発電所リブレース事業環境影響評価準備書」(令和 5(2023)年 2 月, 日本風力開発株式会社) 青森県. ・アブラコウモリ 2 個体、コヤマコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 2 個体、コウモリ類 1 個体、合計 8 個体「八峰風力発電所影響評価事後調査報告書」(令和 5(2023)年 3 月, 八峰風力開発株式会社) 秋田県. ・アブラコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 6 個体「若美風力発電所環境影響評価報告書」(令和 5(2023)年 7 月, 若美風力開発株式会社) 秋田県. ・コウモリ類 1 個体「浮体式洋上風力発電設備 (ふくしま未来) 設置実証研究事業及び浮体式 	

(表は次ページに続く。)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>洋上超大型風力発電機 設置実証事業環境影響評価報告書」(令和3(2021)年10月,経済産業省資源エネルギー庁) 福島県.</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アブラコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 1 個体、合計 6 個体「上北小川原風力発電事業に係る環境影響評価報告書」(令和5(2023)年6月,株式会社大林クリーンエナジー) 青森県. ・コヤマコウモリ 7 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 12 個体「(仮称) 松前北部風力発電事業((現) リエネ松前風力発電所) 環境影響評価報告書」(令和5(2023)年11月,松前ウィンドファーム合同会社) 北海道. ・アブラコウモリ 16 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 10 個体、種不明コウモリ 1 個体、合計 29 個体「能代風力発電所リブレース計画に係る事後調査報告書」(令和6(2024)年3月,東北電力株式会社) 秋田県. ・アブラコウモリ 1 個体、アブラコウモリ属 1 個体、ヒナコウモリ 4 個体、合計 6 個体「(仮称) 野辺地風力発電事業更新計画環境影響評価準備書」(令和6(2024)年4月株式会社ユーラスエナジーホールディングス) 青森県. ・アブラコウモリ属 4 個体、ヒナコウモリ 4 個体、ユビナガコウモリ 1 個体、合計 9 個体「JRE 鶴岡八森山風力発電所環境影響評価報告書」(令和6(2024)年4月,合同会社 JRE 鶴岡八森山(代表社員ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社)) 山形県. ・ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 4 個体、合計 5 個体「中里風力発電所環境影響評価報告書」(令和6(2024)年7月,中里風力合同会社) 青森県. ・ヒナコウモリ 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 2 個体「北野沢風力発電事業更新計画環境影響評価準備書」(令和6(2024)年8月,合同会社ユーラスエナジー北野沢) 青森県. 	
8	<p>(6) ヒナコウモリ、コウモリ目(10~30kHz)の予測結果(ブレード等への接近)</p> <p>P688、691「風況観測塔 50m 地点において観測した音声モニタリング調査において、通過事例が確認されたこと、2022 年 9 月~2023 年 8 月に実施した既設風車発電機周辺のバットストライク調査(死骸調査)においても死骸が確認されたことから、特定の時期及び時間帯においては、ブレード等への接触の可能性があるものと予測する。本種の衝突に係る予測は不確実性が伴っていることから、バットストライクの有無を確認するための事後調査を実施する」とあります。</p> <p><u>つまり、『影響は予測されるけど、カットイン風速未満のフェザリングはせずに、事後調査をする』ということですか。</u></p> <p>「コウモリ類の活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にして回転を止めること)を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置」です(文献 1)。また、国</p>	<p>本事業で採用する風力発電機の機種は確定できておりませんが、想定する機種では、フェザリング機能があることを確認しております。準備書に対する審査を踏まえた上で、評価書において、専門家等へのヒアリングを実施し、環境保全措置を検討いたします。</p> <p>なお、コウモリ類のブレード等への接触に係る予測には、不確実性を伴っていると考えておりますので、事後調査として、バットストライク調査を実施いたします。事後調査の結果、環境保全措置を講じた上で著しい影響が生じると判断した際は、専門家等のご助言を得ながら、状況に応じて追加的な環境保全措置を検討いたします。</p>

(表は次ページに続く。)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>内において貴社はその低減効果を証明しています（文献 2、文献 3）。事業者は『できる限りの保全措置をする』といたしました。それでは、先手を打って死亡事後が発生する前に、適切な環境保全措置を講じるべきはないのですか。</p> <p>（文献 1）Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010</p> <p>（文献 2）「ユーラス東由利原ウインドファーム環境影響評価報告書 [公開版]」（令和 4(2022)年 2 月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス）秋田県。</p> <p>（文献 3）「ユーラス由利高原ウインドファーム [公開版]」（令和 4(2022)年 2 月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス）秋田県。</p>	
9	<p>(7) ヒナコウモリ、コウモリ目 (10～30kHz) の予測結果（ブレード等への接近）</p> <p>P688、691「風況観測塔 50m 地点において観測した音声モニタリング調査において、通過事例が確認されたこと、2022 年 9 月～2023 年 8 月に実施した既設風車発電機周辺のバットストライク調査（死骸調査）においても死骸が確認されたことから、特定の時期及び時間帯においては、ブレード等への接触の可能性があるものと予測する。本種の衝突に係る予測は不確実性が伴っていることから、バットストライクの有無を確認するための事後調査を実施する」とあります。</p> <p><u>つまり影響は予測されるけど、カットイン風速未満のフェザリングはせずに、事後調査をする</u>ということですか。</p> <p>1) 予測の不確実性を伴うことは、事業者が「適切な環境保全措置を実施しないための正当な理由」にはなりません。1992 年の国連環境開発会議(UNCED)リオ宣言は、原則 15 で以下のように記されています。「環境を保護するためには、予防的な取組方法が各国の能力に応じてそれぞれの国で広く適用されなければならない。深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きな対策を延期する理由として使われてはならない」。</p> <p>2) 「予測は不確実性が伴う」としても、バットストライクという不可逆的影響があると予測（予見）されるならば、先手を打って「フェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にして回転を止めること）」を実施するべきでしょう。</p>	<p>本事業で採用する風力発電機の機種は確定できておりませんが、想定する機種では、フェザリング機能があることを確認しております。準備書に対する審査を踏まえた上で、評価書において、専門家等へのヒアリングを実施し、環境保全措置を検討いたします。</p> <p>なお、コウモリ類のブレード等への接触に係る予測には、不確実性を伴っていると考えておりますので、事後調査として、バットストライク調査を実施いたします。事後調査の結果、環境保全措置を講じた上で著しい影響が生じると判断した際は、専門家等のご助言を得ながら、状況に応じて追加的な環境保全措置を検討いたします。</p>
10	<p>(8) 「事後調査」は信用できません 1</p> <p>国内の風力発電事業については、近年、その事後調査報告書が出されています。しかしその中身を読むと、主観的な、事業者にとって都合のよいことばかりが書いてあり、本当に呆れました。『事後調査で影響があれば保全措置をする』という主張は口約束であり、実施されないケースがあまりに多く、信用できません。事後調査報告書とは事業者が自ら都合の良い主観や妄想、あるいは願望</p>	<p>電気事業法第 46 条 20 において、『評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をしてその特定対象事業に係る事業用電気工作物を維持し、及び運用しなければならない。』とされており、事業者として責任を持って評価書に記載の環境保全措置を実施いたします。</p> <p>また、本事業で採用する風力発電機の機種は確</p>

(表は次ページに続く。)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>を並べ立てた、責任転嫁のデータメな作文に他なりません。</p> <p>例えば、環境保全措置として「ライトアップ不使用および航空障害灯の閃光灯採用」を行った、ある事業者は、事後調査で複数のコウモリが死んでいたにもかかわらず、「バットストライクの懸念が著しくない」として追加の保全措置を何もせずに事後調査を打ち切っています（文献1、文献2、文献3、文献4、文献5）。特に酷いのは、「米国の事例では1基あたりの年間衝突率はコウモリ類で〇個体/基/年であり、本事業での1基あたりの衝突数はコウモリ類で〇個体/基/年といずれもその範疇であった。以上より、コウモリ類に関して影響は大きいものではない」（文献4）と主張する事業者（専門家は鳥類専門家、委託先は株式会社自然科学調査事務所）や、「福島県では、〇羽ほど衝突しており、それと比べても死骸の数は少なく、影響は大きいものではない」（文献5）と主張する事業者（専門家は鳥類専門家、委託先は日本気象協会）がいることです。調査頻度や事業規模、立地環境も全く異なる調査結果をもちだし、さらに死骸消失率や見落とし率も一切考慮せずに、見つかった死骸数を単純に比較して、影響が小さい、大きい等と主張することはできません。そもそもこれは「他人はもっと殺している。それより殺した数は少ないから影響はない」という主張と同じ、話のすり替えです。</p> <p>（文献1）「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成30(2018)年、株式会社ジェイウインド、委託先：株式会社ジェイベック）P.327</p> <p>（文献2）「ユーラス石巻ウインドファーム環境影響評価報告書」（令和3(2021)年、株式会社ユーラスエナジーホールディングス、委託先：アジア航測株式会社）P.84</p> <p>（文献3）「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書（供用2年目の調査結果）」（令和4(2022)年6月、株式会社A-WINDENERGY、委託先：エヌエス環境株式会社）P.67</p> <p>（文献4）「秋田潟上ウインドファーム風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」（令和4(2022)年12月、秋田潟上ウインドファーム合同会社、委託先：株式会社自然科学調査事務所）P.132, P390</p> <p>（文献5）「八峰風力発電所影響評価事後調査報告書」（令和5(2023)年3月、八峰風力開発株式会社、委託先：日本気象協会）P.159, P160</p>	<p>定できておりませんが、想定する機種では、フェザリング機能があることを確認しております。準備書に対する審査を踏まえた上で、評価書において、専門家等へのヒアリングを実施し、環境保全措置を検討いたします。</p> <p>なお、コウモリ類のブレード等への接触に係る予測には、不確実性を伴っていると考えておりますので、事後調査として、バットストライク調査を実施いたします。事後調査の結果、環境保全措置を講じた上で著しい影響が生じると判断した際は、専門家等のご助言を得ながら、状況に応じて追加的な環境保全措置を検討いたします。</p> <p>事後調査報告書には、バットストライク調査において確認したすべての事例を記載いたします。また、事後調査報告書については、対象の分野を専門に調査・研究をされており、対象事業実施区域及びその周囲の地域に精通した専門家等へのヒアリングを実施した後、行政機関と協議を行い、内容をご確認いただいた上で公表いたします。</p> <p>ご参考までに、弊社の他事業では、事後調査の結果を踏まえた上で、状況に応じて追加的な環境保全措置を実施しております。一例になりますが、フェザリング風速の変更等を行い、事後調査を継続することにより、効果の検証を行っております。</p> <p>上記の弊社の他事業における環境保全措置の検証結果を踏まえながら、本事業においても状況に応じて環境保全措置を検討いたします。</p>
11	<p>(9)「事後調査」は信用できません2</p> <p>国内の風力発電事業については、近年、その事後調査報告書が出されています。しかしその中身を読むと、主観的な、事業者にとって都合のよいことばかりが書いてあり、本当に呆れました。『事後調査で影響があれば保全措置をする』という主張は口約束であり、実施されないケースがあまりに多く、信用できません。</p> <p>なぜこのような不適切な事後調査報告書が横行しているかという、事後調査では事業者が選定した専門家がその結果を独断で判断し、事業者に</p>	<p>電気事業法第46条20において、『評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をしてその特定対象事業に係る事業用電気工作物を維持し、及び運用しなければならない。』とされており、事業者として責任を持って評価書に記載の環境保全措置を実施いたします。</p> <p>また、本事業で採用する風力発電機の機種は確定できておりませんが、想定する機種では、フェザリング機能があることを確認しております。準</p>

(表は次ページに続く。)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>都合の良い意見を出すからです。このため風力発電事業が環境へ与える影響が見過ごされています。よって「事後調査」は信用できません。</p>	<p>備書に対する審査を踏まえた上で、評価書において、専門家等へのヒアリングを実施し、環境保全措置を検討いたします。</p> <p>なお、コウモリ類のブレード等への接触に係る予測には、不確実性を伴っていると考えておりますので、事後調査として、バットストライク調査を実施いたします。事後調査の結果、環境保全措置を講じた上で著しい影響が生じると判断した際は、専門家等のご助言を得ながら、状況に応じて追加的な環境保全措置を検討いたします。</p> <p>事後調査報告書には、バットストライク調査において確認したすべての事例を記載いたします。また、事後調査報告書については、対象の分野を専門に調査・研究をされており、対象事業実施区域及びその周囲の地域に精通した専門家等へのヒアリングを実施した後、行政機関と協議を行い、内容をご確認いただいた上で公表いたします。</p> <p>ご参考までに、弊社の他事業では、事後調査の結果を踏まえた上で、状況に応じて追加的な環境保全措置を実施しております。一例になりますが、フェザリング風速の変更等を行い、事後調査を継続することにより、効果の検証を行っております。</p> <p>上記の弊社の他事業における環境保全措置の検証結果を踏まえながら、本事業においても状況に応じて環境保全措置を検討いたします。</p>
12	<p>(10)「事後調査」は信用できません 3</p> <p>事業調査について、「専門家（自称）による杜撰な審査」が全国各地の風力発電事業で<u>実際に起こっている</u>わけですから、風力発電事業の事後調査報告は信用に値しないと云わざるを得ません。毎年コウモリ類は大量に死に、その個体数は回復不能なほど減少し、すぐに絶滅してしまうでしょう。コウモリ類がいなくなれば、害虫が大量に発生し、農業や林業、生活に影響を与え、結果的に地域住民、ひいては国民が困ることになります。風力発電事業を持続可能にするためには、事後調査が公正かつ透明であることが絶対に必要です。</p> <p>そのためには、事業者が独自に専門家を選ぶのではなく、独立した第三者機関が審査を行うことが必須です。また、専門家の選定を事業者任せにせず、国や自治体が選任することで、専門家による事業者への忖度を避けることが重要です。しかし、現在のアセス制度にそのような機能はありません。よって「事後調査」は信用できません。</p>	<p>現行の環境影響評価制度においては、ヒアリングを実施する専門家等を国や自治体または独立した第三者機関が、選定または審査する仕組みはございません。</p> <p>なお、事後調査報告書については、対象の分野を専門に調査・研究をされており、対象事業実施区域及びその周囲の地域に精通した専門家等へのヒアリングを実施した後、行政機関と協議を行い、内容をご確認いただいた上で公表いたします。</p>
13	<p>(11)「事後調査」は信用できません 4</p> <p>本事業者の「事後調査」について、疑問があるのでお答えください。</p> <p>1)事後調査結果について住民は意見書を出せますか？</p> <p>2)事後調査結果を公正に審査する公的な委員会がありますか？</p>	<p>1)環境影響評価法上、事後調査報告書においては、公表のみとなっており、意見書の募集はございません。なお、事後調査報告書に関わらず、ご意見がございましたら、弊社へ意見書を郵送いただけますと幸いです。</p> <p>2)事後調査報告書については、対象の分野を専門に調査・研究をされており、対象事業実施区域及びその周囲の地域に精通した専門家等へのヒアリングを実施した後、行政機関と協議を行</p>

(表は次ページに続く。)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>3) 事後調査で事業者側がヒアリングする自称専門家は事業者の利害関係者（謝金の支払いを含む）ですか？</p> <p>4) 3)の自称専門家が利害関係者でないこと（付度しない者であること）を証明してください。</p> <p>5) 仮に事後調査でコウモリ類の死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もないのは本当ですか？</p> <p>6) 5)について本当ならば、事後調査でコウモリ類の死骸が確認された場合、だれが追加的保全措置の行使を保証するのですか？</p> <p>7) 事後調査でコウモリが複数死んでいた場合でも、他の事業者は「バットストライクの懸念が著しくない」として追加の保全措置をしていません。コウモリは年に1回だけ繁殖し、1回に1～2頭しか仔を産みません。そのため1年間で死亡するのがたとえ数個体であっても、風車で毎年コウモリを殺し続ければ、個体群は回復不能になりやがて絶滅します。本事業者が追加の保全措置を行使する基準「著しい影響」とは何個体なのかを具体的に述べてください。</p> <p>8) 事後調査を踏まえた追加的保全措置の行使について、その実行性を保証してください。</p> <p>9) 最新の知見を踏まえた保全措置（フェザリング）は、コウモリを殺す前から実施してください。</p> <p>10) 普通種であろうが重要種であろうが、1頭たりともコウモリを殺さないでください。</p>	<p>い、内容をご確認いただいた上で公表いたします。</p> <p>3) 事後調査の結果に対して、専門家等へヒアリングを実施する際には、事業者と利害関係がない専門家等を選定いたします。</p> <p>4) 専門家等の詳細は、個人情報に関わるためお示しできませんが、専門家等へヒアリングを実施する場合には、事業者と利害関係がない専門家等を選定いたします。なお、事後調査報告書については、対象分野を専門に調査・研究をされており、対象事業実施区域及びその周囲の地域に精通した専門家等へのヒアリングを実施した後、行政機関と協議を行い、内容をご確認いただいた上で公表いたします。</p> <p>5) 事業者が事後調査の結果を踏まえた上で、追加的な環境保全措置を講ずることについて、法律上、義務及び罰則の定めはございません。</p> <p>6) 電気事業法第46条20において、『評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をしてその特定対象事業に係る事業用電気工作物を維持し、及び運用しなければならない。』とされており、事業者として責任を持って環境影響評価図書に記載の環境保全措置を実施いたします。</p> <p>7) 環境影響の程度が著しい状況とは、特定の種の衝突事例が多数確認される等を想定しております。事後調査においては、風力発電機の稼働状況及び事後調査の結果を踏まえ、総合的に環境影響の程度を判断いたします。</p> <p>8) 準備書p1106「表8.3-1(2) 事後調査計画」のとおり、事業者として責任を持って環境影響評価図書に記載の環境保全措置を実施いたします。また、弊社の他事業では、事後調査の結果を踏まえた上で、状況に応じて追加的な環境保全措置を実施しております。一例になりますが、フェザリング風速の変更等を行い、事後調査を継続することにより、効果の検証を行っております。上記の弊社の他事業における環境保全措置の検証結果を踏まえながら、本事業においても状況に応じて環境保全措置を検討いたします。</p> <p>9) 本事業で採用する風力発電機の機種は確定できておりませんが、想定する機種では、フェザリング機能があることを確認しております。準備書に対する審査を踏まえた上で、評価書において、専門家等へのヒアリングを実施し、環境保全措置を検討いたします。</p> <p>10) 評価書においても、専門家等へヒアリングを実施し、効果的な環境保全措置を検討いたします。</p>
14	(12)「事後調査」は信用できません 風力発電事業においては、コウモリ類の保護について十分に配慮する必要があります。コウモリ	現行の環境影響評価制度においては、ヒアリングを実施する専門家等を国や自治体または独立し

(表は次ページに続く。)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>類は、風車のブレードに衝突するほか、風車の回転によって発生する気流に巻き込まれて死亡することが科学的に判明しています。しかし、風力発電事業の事後調査は、公正かつ独立した第三者の専門家による審査が不足しています。現状では、事業者が選定した専門家によって事後調査の結果が判断されてしまうため、保全措置の実際の効果や問題点について客観的な評価ができていないと言わざるを得ません。更にある問題点としては、専門家が事業者から謝金を受け取っているため、事業者に付渡し、事業者都合の良いことを言う可能性が高いことが挙げられます。</p> <p>このような状況下では、風力発電事業の問題点が適切に審査されず、コウモリ類への影響やリスクを十分に評価することはできません。よって「事後調査」は信用できません。</p>	<p>た第三者機関が、選定または審査する仕組みはございません。</p> <p>なお、事後調査報告書については、対象の分野を専門に調査・研究をされており、対象事業実施区域及びその周囲の地域に精通した専門家等へのヒアリングを実施した後、行政機関と協議を行い、内容をご確認いただいた上で公表いたします。</p>
15	<p>(13)「事後調査」は信用できません6</p> <p>繰り返しますが、風力発電事業の事後調査は、公正かつ独立した第三者の専門家による審査が不足しています。現状では、事業者が選定した専門家によって事後調査の結果が判断されてしまうため、保全措置の実際の効果や問題点について客観的な評価ができていないと言わざるを得ません。更にある問題点としては、専門家が事業者から謝金を受け取っているため、事業者に付渡し、事業者都合の良いことを言う可能性が高いことが挙げられます。</p> <p>そこで、事業者とは独立した評価・審査が必要となってきます。公正かつ独立した機関や評価、専門的立場からの中立的なアドバイスなどが含まれる第三者の立場が重要です。このような評価や審査を導入することで、事後調査の結果に関して、より客観的な立場から分析・評価することができ、風力発電事業の信頼性を高めることができます。</p> <p>事後調査について、客観的評価や審査を適切に導入して下さい。風力発電事業の信頼性を高めるためには、事後調査についての公正かつ独立した第三者の評価・審査が、絶対に必要と考えます。</p>	<p>現行の環境影響評価制度においては、ヒアリングを実施する専門家等を国や自治体または独立した第三者機関が、選定または審査する仕組みはございません。</p> <p>なお、事後調査報告書については、対象の分野を専門に調査・研究をされており、対象事業実施区域及びその周囲の地域に精通した専門家等へのヒアリングを実施した後、行政機関と協議を行い、内容をご確認いただいた上で公表いたします。</p>
16	<p>(14)「事後調査」は信用できません7</p> <p>最新のガイドライン※によれば、週1回（探索間隔が7日）の頻度は、コウモリが見つかる前にスカベンジャーに持ち去られる可能性が高くなるので推奨されていません。探索間隔が長いとコウモリ類の死亡日が推定できず、保全措置の検討ができないためです。そのためコウモリ類の死骸確認調査については、2日～4日間隔が許容される限度であることも指摘されています。また、人による調査はコウモリ類の死骸発見率が低いことも判明しています。さらに、コウモリ類は弱風速時に活動し、バットストライクは弱風速時に発生しやすいことも分かっています。</p> <p>以上のことから、</p> <p>1)バットストライク調査は、毎日行うか、最低でも1週間に3回の頻度で4月から11月まで行ってください。</p>	<p>1)調査員によるバットストライク調査を週1回以上実施する他、施設管理者による風力発電設備の点検時にも、風力発電機の周囲の死骸の有無を確認いたします。</p>

(表は次ページに続く。)

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>2) バットストライク調査は早朝（午前中）に行ってください。</p> <p>3) バットストライク調査は、訓練されたイヌを使って調査してください。</p> <p>4) バットストライク調査と並行して、ナセルに自動録音装置を設置し、活動量の調査を実施してください。</p> <p>※「Bats and onshore wind turbines - survey, assessment and mitigation」 https://www.nature.scot/doc/bats-and-onshore-wind-turbines-survey-assessment-and-mitigation</p>	<p>2) バットストライク調査は、午前中も含めて調査を実施いたします。</p> <p>3) バットストライク調査において、訓練犬による調査を実施した事例はございますが、バットストライク調査に当たっては、最新の知見を参考に実施いたします。</p> <p>4) バットストライク調査の他、バットディテクターによる調査の実施を検討いたします。</p>
17	<p>(15) 「事後調査」は信用できません 8</p> <p>1) 風力発電機により死亡するコウモリ類を減らすために、「カットイン風速未満のフェザリング」が必要です。これらの対策は事業者が責任を持って事前より実施することを求めます。</p> <p>2) 事後調査の結果、コウモリ類の死骸が確認された場合は、「追加の保全措置」を実施したうえで、更に 1 年間のバットストライク調査を行って下さい。</p> <p>3) 事業者が地元自治体や環境保護団体に対して、適切かつ透明性の高い情報開示を行うことを求めます。具体的には、法に規定される縦覧期間終了後も、環境省ホームページ（環境影響評価情報支援ネットワーク）にて 20 年間、事後調査報告書を継続公開することを求めます。</p> <p>4) 事後調査の結果は、毎年速やかに公表することを求めます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>1) 本事業で採用する風力発電機の機種は確定できておりませんが、想定する機種では、フェザリング機能があることを確認しております。準備書に対する審査を踏まえた上で、評価書において、専門家等へのヒアリングを実施し、環境保全措置を検討いたします。</p> <p>2) 事後調査の結果、環境保全措置を講じた上で著しい影響が生じると判断した際は、専門家等のご助言を得ながら、状況に応じて追加的な環境保全措置及び事後調査の継続を検討いたします。</p> <p>3) 事業者のウェブサイトでは、縦覧開始日より次の図書の公開日または 1 年経過日のいずれか早い日まで環境影響評価図書を閲覧することができ、「環境影響評価情報支援ネットワーク」（環境省 HP）にも事業者のウェブサイトのリンクを掲載することにより、環境影響評価図書の公開に努めております。また、確定通知を受領した後である、環境影響評価図書及び事後調査報告書は環境省図書館への寄贈を行っており、縦覧または公表期間が終了した後も閲覧できます。</p> <p>4) 事後調査を終えた段階で、事後調査報告書として取りまとめを行い、速やかに公表いたします。</p>

表 1(3) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 3）

No.	意見の概要	事業者の見解
18	<p>動物について、不足している現地調査を行い、その結果をもとに改めて予測、評価をおこなうことを求めます。</p> <p>■リプレースガイドライン</p> <p>本準備書では「風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」（以下、リプレースガイドライン）1）を根拠に調査、予測及び評価手法の簡略化が行われています。</p> <p>以下、方法書に対する青森県知事の意見と事業者の見解 [表 4. 2-1(2)] から引用します。</p> <p>青森県知事意見：動物について、哺乳類（ヤマネ、コウモリ類）及び鳥獣のみ現地調査を行うとしているが、これら以外の動物についても専門家に意見を聴取するなどした上で、適切な手法により現地調査を実施するとともに、その結果も踏まえて予測及び評価を行うこと。</p> <p>アンダーラインは私が引きました。青森県知事は省略せず動物全般について現地調査を行うことを求めています。これに対する事業者の見解は以下の通りです。</p> <p>事業者の見解：… リプレースガイドラインでは『類似の事例により参考項目に関する環境影響の程度が明らかであることにより、リプレース前の風力発電所による環境影響が把握されていれば、調査、予測及び評価の手法を簡略化することが可能である』と記載されております。本事業の地形は、新尻労から連続する尾根上にあり、植生は広葉樹林、植林地等が連続していることから、生息する動物相も類似していると考えております。そのため、リプレースガイドラインに従い、近隣の（仮称）新岩屋・新尻労風力発電事業（以下「新岩屋・新尻労」という。）の調査結果を用いて評価を行いました。</p> <p>…</p> <p>・哺乳類（地上性）、昆虫類、両生・爬虫類については、本事業の対象事業実施区域の北側の一部が新岩屋・新尻労評価書の調査範囲に含まれており、含まれていない調査範囲は植生及び地形等が新岩屋・新尻労評価書の調査範囲の環境と類似しているだけでなく、連続する環境であるため、出現種は同様の結果となると判断し、既存の調査結果を用いました。</p> <p>…</p> <p>以上で引用は終わりです。アンダーラインは私が引きました。貴社は「類似の事例により参考項目に関する環境影響の程度が明らかであることにより、リプレース前の風力発電所による環境影響が把握されていれば」を意図的に読み違えていま</p>	<p>本事業においては、方法書に対する審査及び意見を踏まえながら、リプレース事業である特性を活かして、「風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」（以下「リプレースガイドライン」という。）に沿って、調査、予測及び評価を実施いたしました。</p> <p>1. 方法書～現地調査</p> <p>方法書においてお示しした調査、予測及び評価の手法に対して、経済産業省、青森県、東通村及び住民の皆様より意見をいただきました。それら意見を踏まえ、事業計画地の現況を把握できるよう、適宜、調査手法を見直した上で現地調査を実施いたしました。</p> <p>2. 現地調査～準備書</p> <p>調査、予測及び評価の結果について、準備書届出前に、専門家等へのヒアリング並びに経済産業省及び青森県との協議を実施した上で準備書を出しております。</p> <p>詳細は以下のとおりです。</p> <p>1. 方法書～現地調査</p> <p>方法書に対する青森県知事意見を踏まえた上で、経済産業省による環境審査顧問会風力部会において審査をいただき、経済産業大臣勧告を受領しております。</p> <p>■方法書に対する環境審査顧問会風力部会における顧問からの意見</p> <p>①魚類・底生動物調査地点と水質調査地点を合わせていただきたい。</p> <p>②環境省の現存植生図においては、風力発電機設置検討範囲にエゾイタヤーシナノキ群集となっている自然林の範囲が重複している。このことから今後の手続きにおいて改変する可能性がある場合は調査が必要と思われるので、注意いただきたい。</p> <p>③リプレースガイドラインに適合するかどうかは、類似の事例により環境影響の程度が明らかであるかどうかということがまず一つ重要な論点になり、自主アセスの調査結果を示していただければ判断できると思う。爬虫類、両生類等の調査を実施しない空白地帯ができるのであれば、エビデンスを挙げて説明をしないとイケないと思う。</p> <p><対応方針></p> <p>①魚類・底生動物調査については、新岩屋・新尻労評価書における既存の調査結果の他に、対象事業実施区域の東側及び南側の部分において水質調査地点と同様の地点を追加し、現地調査を実施いたしました。</p> <p>②環境省の現存植生図におけるエゾイタヤーシナノキ群集については、現地調査において現況を把握いたしました。</p> <p>③本事業と新岩屋・新尻労風力発電事業において生息している動物相は類似しており、環境影響の程度が明らかである根拠について、既設時の</p>

（表は次ページに続く。）

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>す。リプレースガイドラインの趣旨は、「リプレースの区域及び出力が同等であって、かつ、リプレース前の風力発電所による環境影響が把握されていれば、類似の事例とみなしてよい」ということです。そもそも上に引用した『類似の事例により... 簡略化することが可能である』という文章はリプレースガイドラインのどこにも見当たりません。敢えて似ている文章を挙げれば以下のものです。</p> <p>【これらの規定においては、「類似の事例により環境影響の程度が明らかである」という旨が定められており、リプレース前の風力発電所に関する環境影響の程度が明らかであればこれらの規定を適用することが可能であることから、本ガイドラインでは、<u>リプレース前の環境影響を把握することを重視して環境影響評価の合理化について整理した。</u>】</p> <p>以上で引用は終わりです。アンダーラインは私が引きました。リプレースガイドラインは既存の「北野沢ウインドファーム」の環境影響を把握することを必要条件としていると解釈すべきです。</p> <p>したがって「<u>近隣の（仮称）新岩屋・新尻労風力発電事業（以下「新岩屋・新尻労」という。）の調査結果を用いて評価を行いました。</u>」とありますが、これはリプレースガイドラインの趣旨に反しており、青森県知事の求め通り、省略せず動物全般について現地調査を行うべきです。</p> <p>要約書の巻末図 5, 6, 7, 10, 11, 12 を見れば明らかですが、調査範囲は対象事業実施区域を包含していません。</p> <p>1) 「風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」（令和 2 年 4 月 環境省） https://www.env.go.jp/content/900515378.pdf</p> <p>以上</p>	<p>自主アセス等の北野沢ウインドファームにおける調査結果等を踏まえ、顧問にお示し、以下の意見をいただいております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業はリプレースであるため、「風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」に沿った事業計画であれば、ガイドラインに従って「環境影響評価の合理化」を行うことは問題ないと考えます。 <p>従って、準備書においては「風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」に沿った事業計画であり、ガイドラインに従って「環境影響評価の合理化」を行うことを、議論の余地があるような記述を排して、シンプルに説明してはいかかが。ただし、青森県知事意見への対応として、専門家に意見聴取等を行い、助言に対する対応を適切に行っていただく必要はあると考える。</p> <p>上記の方法書に対する審査及び意見を踏まえ、以下のとおり、各調査項目の実施方針に基づき調査を実施いたしました。</p> <p>■各調査項目の実施方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 哺乳類のコウモリ類、鳥類等の飛翔性動物は、風力発電機の稼働により生息状況への影響が想定されることから現地調査を実施いたしました。 哺乳類のヤマネは、新岩屋・新尻労の専門家へのヒアリングにおいて、生息調査を実施するよう意見をいただいていることから、現地調査を実施いたしました。 哺乳類（地上性）、昆虫類、両生・爬虫類については、本事業の対象事業実施区域の北側の一部が新岩屋・新尻労評価書の調査範囲に含まれており、含まれていない調査範囲は植生及び地形等が新岩屋・新尻労評価書の調査範囲の環境と類似しているだけでなく、連続する環境であるため、出現種は同様の結果となると判断し、既存の調査結果を用いました。 渡り鳥及び越冬鳥類については、新岩屋・新尻労評価書の調査において対象事業実施区域及びその周囲の飛翔ルート等を把握していることから、既存の調査結果を用いました。 魚類・底生動物については、新岩屋・新尻労評価書における既存の調査結果の他に、対象事業実施区域の東側及び南側の部分において調査地点を追加し、現地調査を実施いたしました。 植生調査については、方法書に記載した植生自然度の分布図は、過去の環境省のデータを用いており、時間の経過に伴う植生遷移の進行により現状の植生分布と異なる部分もあるため、現地調査において植生自然度の高い地域の現況を把握並びに適切な調査地点を設定し、現地調査を実施いたしました。 <p>2. 現地調査～準備書</p> <p>調査、予測及び評価の結果について、準備書届出前に専門家等へのヒアリング並びに経済産業省</p>

(表は次ページに続く。)

No.	意見の概要	事業者の見解
		<p>及び青森県との協議を行っており、いただいた意見は以下のとおりです。</p> <p>■ 専門家等へのヒアリング並びに経済産業省及び青森県との協議でいただいた意見（抜粋）</p> <p><経済産業省></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新岩屋・新尻労評価書の調査結果を用いて予測及び評価する点について専門家ヒアリングの意見を踏まえた対応としていただきたい。 <p><青森県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青森県知事意見への事業者の見解に「風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」に従って調査を簡略化したものについては、新岩屋・新尻労において調査を実施していることが分かるよう、『既存の現調査結果のデータを用いた』との記載に修正いただきたい。 <p><専門家等へのヒアリング></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リプレース事業だからこそ生じる影響を記載すると良い。 <p>また、上記の意見については、準備書に反映しております。</p>

○日刊新聞紙における公告

東奥日報（令和6年8月21日（水））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、(仮称)北野沢風力発電事業 更新計画 環境影響評価準備書を作成いたしましたので、次のとおり縦覧を行い、説明会を実施いたします。また、本事業は令和六年八月八日付で、株式会社ユースエナジーホールディングスから「合同会社ユースエナジー北野沢」へ事業の引継ぎを行いました。

一、事業者の名称 合同会社ユースエナジー北野沢
代表者の氏名 代表社員

二、事務所の所在地 株式会社ユースエナジーホールディングス
職務執行者 長澤 亮
対象事業の名称 青森県下北郡東通村大字岩屋字吉慶平一番地四
(仮称)北野沢風力発電事業 更新計画
種類 風力(陸上)

三、対象事業実施区域 発電設備出力 一七七二二キロワット
関係地域の範囲 青森県下北郡東通村尻労周辺
青森県下北郡東通村
縦覧の場所・時間 東通村役場 二階 企画課
(土・日・祝日を除く開庁時)

四、電子縦覧は次のウェブページにて実施いたします。
https://www.eurusenergy.com/assessment/102851/
令和六年八月二十一日(水)から令和六年九月二十五日(水)まで
なお、縦覧場所は意見書の提出期日(令和六年十月九日(水)まで)
(水)まで、電子縦覧は次の図書の公開日または一年経過日の
いずれか早い日まで閲覧可能としております。

五、意見書の提出
環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご
意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由
を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます意
見書箱にご投函くださるか、令和六年十月九日(水)までに
八、お問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所
尻労地域・令和六年八月二十八日(水)十八時三〇分から二十時〇〇分
尻労共有会館
(青森県下北郡東通村大字尻労字尻労丸)
岩屋地域・令和六年八月二十九日(木)十八時三〇分から二十時〇〇分
岩屋部落集会所
(青森県下北郡東通村大字岩屋字往來一三五―五)
巽部地域・令和六年八月三十日(金)十九時三〇分から二十時〇〇分
巽部部落集会所
(青森県下北郡東通村大字岩屋字田畑十一三)

※ご参加に当たってのお願い
本説明会は、「再生可能エネルギー電気の利用の促進
に関する特別措置法」に基づき、再生可能エネルギー発電事業に関
する周辺地域の住民の皆様への説明会と併せて実施
いたします。ご参加に当たっては、受付において、身分
証明書(運転免許証等)を確認させていただきます。ま
た、出席者名簿及び説明会の録音・録画を提出するこ
とが制度上求められているため、受付において、出席
者名簿に記名いただくようお願いいたします。なお出
席者のプライバシーに対して最大限配慮して録音・録
画をさせていただきます。

八、お問い合わせ先
株式会社ユースエナジーホールディングス
国内事業企画部(環境アセスメント担当)
〒一〇五―〇〇〇一
東京都港区虎ノ門四丁目二番 三号ヒューリック神谷
町ビル七階
電話 〇三(五四〇四)五三三七
※報道機関の方:経営企画部広報グループ
〇三(五四〇四)五三四〇
(お問い合わせ時間:土・日、祝日を除く九時十五分か
ら十二時、十三時から十七時三十分まで)

○関係自治体の広報誌によるお知らせ

広報ひがしどおり令和6年9月号(第710号)

「(仮称)北野沢風力発電事業 更新計画 環境影響評価準備書」の縦覧について

合同会社ユーラスエナジー北野沢が青森県下北郡東通村尻労周辺にて計画しております、「(仮称)北野沢風力発電事業 更新計画」について取りまとめた「環境影響評価準備書」の縦覧を実施しております。

◇縦覧書類

(仮称)北野沢風力発電事業 更新計画 環境影響評価準備書、(仮称)北野沢風力発電事業 更新計画 環境影響評価準備書 要約書

◇縦覧場所

東通村役場 2階 企画課(土、日、祝日を除く開庁時)

電子縦覧は下記URLにて実施いたします。

(<https://www.eurus-energy.com/assessment/102851/>)

◇縦覧期間

8月21日(水)～9月25日(水)

※なお、縦覧場所は意見書の提出期日(10月9日(水))まで、電子縦覧は次の図書の公開日または一年経過日のいずれか早い日まで閲覧可能としております。

◇意見書の提出期日

10月9日(水)※環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、意見書の提出期日までに下記のお問合せ先へご郵送ください(当日消印有効)。

◇お問合せ先

株式会社ユーラスエナジーホールディングス
※事業の実施を合同会社ユーラスエナジー北野沢へ引継ぎを行いました。

担当：国内事業企画部

(環境アセスメント担当)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル7階

☎03-5404-5337

※報道機関の方：経営企画部広報グループ ☎03-5404-5340

〇インターネットによる「お知らせ」
青森県のウェブサイト



現在の位置：ホーム > 組織でさがす > 環境エネルギー部 > 環境保全課 > (仮称) 北野沢風力発電事業更新計画 (環境影響評価手続状況)

関連分野： [環境・エコ](#)

更新日付：2024年10月8日 環境保全課

(仮称) 北野沢風力発電事業更新計画 (環境影響評価手続状況)

事業名	(仮称) 北野沢風力発電事業更新計画
事業者	合同会社ユラスエナジー北野沢 (R6.8.8 株式会社ユラスエナジーホールディングスから引継)
事業の種類	風力発電所の設置 (建て替え)
事業の規模	出力：最大17,200kW
対象事業実施区域	青森県下北郡東通村 尻労周辺
関係地域	青森県下北郡東通村
方法書	公告：令和4年9月2日 縦覧：令和4年9月2日～10月4日 (縦覧場所) 東通村役場 2階 企画課 (電子縦覧) <input type="checkbox"/> 事業者のホームページはこちらです 説明会の開催：令和4年9月26日 尻労漁村センター、令和4年10月2日 農部集落集会所 住民等意見の聴取：令和4年11月11日 (A) 内容はこちらです 審査意見：令和5年1月19日 (A) 内容はこちらです 知事意見：令和5年2月8日 (A) 内容はこちらです
準備書	公告：令和6年8月21日 縦覧：令和6年8月21日～9月25日 (縦覧場所) 東通村役場 2階 企画課 (電子縦覧) <input type="checkbox"/> 事業者のホームページはこちらです 説明会の開催： ・令和6年8月28日 18時30分～ 尻労共有会館 ・令和6年8月29日 18時30分～ 岩屋集落集会所 ・令和6年8月30日 19時30分～ 農部集落集会所 住民等意見の聴取： 審査意見： 知事意見：
評価書	公告・縦覧：
事後調査等報告書	公告・縦覧：

関連ページ

この記事についてのお問い合わせ

環境保全課 水・大気環境グループ
電話：017-734-9242 FAX：017-734-8081

[お問い合わせ](#) [このページを印刷する](#)



青森県庁

郵便番号：030-8570
住所：青森県青森市長島一丁目1-1
電話：017-722-1111(大代表)
開庁時間：8時30分から17時15分
(土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始を除く)
※一部、開庁時間が異なる組織、施設があります。



- このサイトについて
- サイトマップ
- 個人情報の取扱いについて
- 著作権・リンク等
- アクセシビリティ
- 画面表示の変更など
- Foreign Language
- よくある質問

東通村のウェブサイト



東通村

[ホーム](#) [お問い合わせ](#) [English](#) [日本語](#)

東通村のご紹介
村民の方へ
事業者の方へ
観光・歴史
行政・まちづくり

行政・まちづくり

- [ようこそ村長室へ](#)
- [東通村役場のご案内](#)
- [東通村役場へのアクセス](#)
- [統計データ](#)
- 計画・財政
- [政策・まちづくり](#)
- [定住促進](#)
- [情報公開](#)
- [広報・広聴](#)
- [人事行政・職員採用](#)
- [東通村議会](#)
- [選挙管理委員会](#)
- [ふるさと納税](#)
- [定住自立圏構想](#)

東通村トップページ > 行政・まちづくり > 計画・財政 > 「(仮称)北野沢風力発電事業 更新計画 環境影響評価準備書」の縦覧について

「(仮称)北野沢風力発電事業 更新計画 環境影響評価準備書」の縦覧について

印刷用ページ

最終更新日: 2024年8月21日

合同会社ユースエナジー北野沢が青森県下北郡東通村尻野周辺にて計画しております。「(仮称)北野沢風力発電事業 更新計画」について取りまとめた「環境影響評価準備書」の縦覧及び説明会を実施いたします。

縦覧書類

- ・(仮称)北野沢風力発電事業 更新計画 環境影響評価準備書
- ・(仮称)北野沢風力発電事業 更新計画 環境影響評価準備書 要約書

縦覧場所

- ・東通村役場 2階 企画課(土・日・祝日を除く開庁時)
- ・電子縦覧は下記URLにて実施いたします。

url=https://www.eurus-energy.com/assessment/102851/

縦覧期間

令和6年8月21日(水)～令和6年9月25日(水)

※なお、縦覧場所は意見書の提出期(令和6年10月9日(水))まで、電子縦覧は次の図書の公開日または一年経過日のいずれか早い日まで閲覧可能となっております。

意見書の提出期日

令和6年10月9日(水)

※環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、意見書の提出期日までに下記のお問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。

住民説明会

- ・尻野地域
日時: 令和6年8月28日(水) 18時30分～20時00分
場所: 尻野共有会館(東通村大字尻野尻野9)
- ・岩屋地域
日時: 令和6年8月29日(木) 18時30分～20時00分
場所: 岩屋部落集会所(東通村大字岩屋字往來135-5)
- ・震部地域
日時: 令和6年8月30日(金) 19時30分～21時00分
場所: 震部部落集会所(東通村大字岩屋字田畑1-3)

※ご参加に当たってのお願い
本説明会は、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づき、再エネ発電事業に関する周辺地域の住民の権衡への説明会と併せて実施いたします。ご参加に当たっては、受付において、身分証明書(運転免許証等)を確認させていただきます。また、出席者名簿及び説明会の録音・録画を提出することが制度上求められているため、受付において、出席者名簿に記名いただくようお願いいたします。なお、出席者のプライバシーに対して最大限配慮して録音・録画をさせていただきます。

お問い合わせ先

株式会社ユースエナジーホールディングス
※事業の実施を合同会社ユースエナジー北野沢へ引継ぎを行いました。
担当: 国内事業企画部(環境アセスメント担当)
住所: 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル7階
電話: 03-5404-5337
※報道機関の方: 経営企画部広報グループ 03-5404-5340

👍 **本ページに関するアンケート**

このページは使いやすかったですか?

使いやすかった
 どちらともいえない
 使いにくかった

📞 **本ページに関するお問い合わせ先**

企画課企画グループ
 所在地: 〒039-4292 青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34 [アクセス](#)
 電話番号: 0175-27-2111
 Fax番号: 0175-27-2130
 メールアドレス: kikaku@vill.higashidoori.lg.jp

🔍 ページの先頭へ戻る

東通村役場
所在地: 〒039-4292 青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34 [アクセス](#)
電話: 0175-27-2111 (代表) Fax: 0175-27-2130 E-mail: soumu@vill.higashidoori.lg.jp



Copyright(C) Higashidoori Village. All Rights Reserved.

24

事業者のウェブサイト (1/2)



[English](#) | [한국어](#) | [お問い合わせ](#)
[私たちにについて](#) | [事業案内](#) | [発電所のご案内](#) | [地域の皆さまと共に](#) | [企業情報](#) | [プレスリリース・お知らせ](#) | [採用情報](#)

2024.08.15 更新
(仮称) 北野沢風力発電事業 更新計画 環境影響評価準備書の公表、縦覧について

TOP / 環境影響評価 / (仮称) 北野沢風力発電事業 更新計画

令和6年8月21日
合同会社ユラスエナジー北野沢

当社は、令和6年8月20日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき「(仮称) 北野沢風力発電事業 更新計画 環境影響評価準備書」(以下、「準備書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を経済産業大臣に届出するとともに、青森県知事、東通村長に送付しました。
準備書及び要約書を環境影響評価法第16条の規定に基づき公表します。
また、本事業は令和6年8月8日付で、「株式会社ユラスエナジーホールディングス」から「合同会社ユラスエナジー北野沢」へ事業の引継ぎを行いました。

一 計画概要

対象事業の名称	(仮称) 北野沢風力発電事業 更新計画
対象事業の種類	風力発電所建て替え事業(陸上)
対象事業の規模	発電所出力 17,200kW (定格出力4,200~4,300kWの風力発電機を4基設置)
対象事業実施区域	青森県下北部東通村尻岡周辺

一 縦覧について

縦覧場所	東通村 2階 企画課
縦覧期間	令和6年8月21日(水)から令和6年9月25日(水)まで なお、縦覧場所は意見書受付終了日(令和6年10月9日(水))まで、電子縦覧は次の回書の公開日または一年経過日のいずれか早い日まで閲覧可能としています。
縦覧時間	役場の開庁時(土、日、祝日を除く)
電子縦覧	当社ページにて電子縦覧を実施します。 (https://www.eurus-energy.com/assessment/102851/)

一 意見書の提出について

提出方法	準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由も含む)をご記入の上、意見書受付終了日までに、縦覧場所に備え付けの意見書欄にご投入いただくか、下記のお問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。
提出期間	令和6年8月21日(水)から令和6年10月9日(水)まで
意見書様式	(仮称) 北野沢風力発電事業 更新計画 環境影響評価準備書ご意見記入用紙

(仮称) 北野沢風力発電事業 更新計画 環境影響評価準備書ご意見記入用紙

 (120 KB)

事業者のウェブサイト (2/2)

一 住民説明会の開催について

民営地域 日時：令和6年8月28日（水）18時30分～20時00分 場所：民営共有会館 （青森県下北郡東通村大字民営字民営9）
物産地域 日時：令和6年8月29日（木）18時30分～20時00分 場所：民営部集会所 （青森県下北郡東通村大字物産字住来135-5）
農部地域 日時：令和6年8月30日（金）19時30分～21時00分 場所：農部部集会所 （青森県下北郡東通村大字農部字田畑11-3）

※ご参加に当たってのお願い

本説明会は、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づき、再エネルギー事業に関する周辺地域の住民の皆様への説明会と併せて実施します。ご参加に当たっては、受付において、身分証明書（運転免許証等）を確認させていただきます。また、出席者名簿及び説明会の録音・録画を提出することが制度上求められているため、受付において、出席者名簿に記名いただくようお願いいたします。なお、出席者のプライバシーに対して最大限配慮して録音・録画をさせていただきます。

一 お問い合わせ先

住所	株式会社ユースエナジーホールディングス 〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷ビル7階
担当	国内事業企画部（環境アセスメント担当）
電話番号	03-5404-5337 （転達機関の方：経営企画部広報グループ 03-5404-5340）
お問い合わせ時間	土、日、祝日を除く9時15分から12時、13時から17時30分まで

一 準備書

[準備書の題名はこちら](#) →

一 準備書及び要約書について

準備書及び要約書は、次の回書の公開日または1年経過日のいずれか早い日まで閲覧可能です。ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

本書の著作権は、合同会社ユースエナジー北野沢に帰属します。著作権者である合同会社ユースエナジー北野沢の許諾を得ないで、複製、転用、販売、貸与、他のホームページへの掲載等を行うことを禁止します。

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものです。

[環境影響評価図書一覧に戻る](#)

ユースエナジーグループを知る

[私たちについて](#) →

[事業案内](#) →

[お知らせ](#) →

[企業情報](#) →

